

議会基本条例策定特別委員会（第14回検討事項）会派検討内容

資料2-2

検討事項	第14回検討事項											
	自由な討議の尊重		市民意見の的確な把握		市民代表にふさわしい活動		市民福祉向上を目指した活動		議会活動に関する説明		災害時における議員の活動	
「考え方」 前回提示内容	議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。		議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言等の強化に努めるものとする。		議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たすものとする。		議員は、議会の構成員として、特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、積極的な調査研究活動を通じて、市民の福祉の向上を目指して活動するものとする。		議員は、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。		①議員は、災害等が発生することが予想される場合は、地域での防災活動に努めるものとする。 ②議員は、災害等が発生した場合は、地域での減災活動に努めるものとする。 ③議員は、災害等に関して得られた情報に基づき、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
みらい福島	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
市民21	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
公明党	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
日本共産党	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-
社民党・護憲連合	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛込むべき、×：盛込まない